

# 平成 1 8 年度税制改正要望事項

平成 1 7 年 9 月

石油連盟

## 平成18年度税制改正要望事項

### ・環境税の導入反対

#### 1. 「環境税」の導入断固反対

### ・エネルギー間における課税の公平性の実現 (石油の正当な位置付けの実現)

#### 1. 石油石炭税のエネルギー間における課税の公平性の確保

#### 2. 自動車燃料に対する課税の公平性の確保

### ・石油諸税の負担軽減等

#### 1. ガソリン税・軽油引取税等の軽減

#### 2. ガソリン税・軽油引取税等の道路特定財源の一般財源化・用途拡大・

環境税組替えは断固反対

#### 3. 石油石炭税の軽減

#### 4. 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ二重課税(TAX ON TAX) 排除の実施

#### 5. 軽油引取税の脱税防止措置の強化

(1) 軽油周辺油種に対する識別剤の添加の法制化

(2) 不正軽油の製造工場に対する撤去措置等の実施

## **・石油に係る関連政策税制**

### 1．製油所の競争力強化（石油の効率的利用）に係る要望

- (1) 製油所内で使用される自家消費燃料に係る石油石炭税還付制度の創設
- (2) 製油所のオペレーションの効率化に資するための税制度の見直し

### 2．環境保全に対応した石油製品の普及促進に係る要望

- (1) 燃料電池用ナフサに係るガソリン税の免税制度の創設

### 3．石油石炭税関係

- (1) 石油化学用国産ナフサ等に係る石油石炭税還付制度の適用期限の延長
- (2) 農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税還付制度の適用期限の延長
- (3) 国産硫黄・LPG・カーボンブラック原料油に係る石油石炭税還付制度の創設
- (4) 石油化学原料用軽質炭化水素（ $C_3$ ・ $C_4$ 等）に係る石油石炭税還付制度の創設
- (5) その他

原油関税撤廃に伴う石油化学用輸入ナフサ等に係る関税撤廃の実施・石油石炭税免税制度の適用期限の延長

農林漁業用輸入 A 重油に係る関税無税・石油石炭税免税制度の適用期限の延長

### 4．ガソリン税等石油諸税関係

- (1) ガソリン税の貸倒れ還付制度などの創設

## 5 . 法人税、地方税関係

- (1) 海外投資等損失準備金制度の適用期限の延長
- (2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
- (3) 公害防止用設備等に係る固定資産税の軽減制度の適用期限の延長
- (4) エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長

<b>・その他、他産業と共通する事項</b>
------------------------

- 1 . 研究開発促進税制の延長
- 2 . I T 投資促進税制の延長等
- 3 . 国際課税制度の見直し
- 4 . 受取配当の益金不算入制度の見直し
- 5 . 連結納税制度の見直し
- 6 . 特定資産買い換え特例制度における特別勘定設定期間の延長等
- 7 . 減価償却制度の見直し
- 8 . 事業税（外形標準課税）の付加価値割の見直し

# 環境税の導入反対

## 1. 「環境税」の導入断固反対

地球温暖化問題は、長期的かつ地球規模で取り組むべき、人類全体の重要課題である。石油業界としても、経団連自主行動計画を着実に実行するとともに、サルファーフリー自動車燃料の供給など、環境先進産業として、積極的に温暖化対策を推進している。

地球温暖化対策に取り組むに当たっては、「環境と経済の両立」を基本原則に、省エネルギー、技術革新や国際協力を通じて、解決が図られるべきであり、「環境税」の導入には、以下の理由により、断固反対する。

### (1) 効果への疑問

最近の原油価格の高騰によるガソリン小売価格の上昇においても需要は減少していないため「価格効果」は全く期待できず、かつ、単にエネルギーコストが上昇するのみで国際競争力の低下、産業の空洞化が懸念される。

### (2) 財源対策としての疑問

既存の温暖化対策予算（1兆1,400億円）の用途・効果の徹底検証が先決であり、既存予算の有効活用を怠った単なる財源確保のための環境税には断固反対である。

### (3) 負担論としての疑問

CO<sub>2</sub>排出量に応じた課税としては、一昨年度創設された石油石炭税で実施済みである。また、既存の石油諸税は、原油1バレルあたり

36 ドル（年間 5 兆 8,800 億円）に相当する巨額な規模となっている。

また、一部に、「環境税」の税収を森林整備に活用すべきであるとの議論もあるが、森林整備は国の最も基本的な政策であり、森林の多様な機能の受益は広く一般に及ぶものであることから、一般財源で賄われてしかるべきである。

いずれにせよ、既に各段階に亘って、種々の巨額な税が課税されている現行石油諸税に加えて、更なる課税・増税を行うことには反対であり、まずは石油諸税の抜本の見直しが先決である。

## エネルギー間における課税の公平性の実現 (石油の正当な位置付けの実現)

今後のエネルギー政策については、平成 15 年 10 月に閣議決定されたエネルギー基本計画の基本方針にそって、3E すなわち「安定供給の確保」、「環境への適合」、「これらを踏まえた上での市場原理の活用」を同時に達成し、実現することを基本とすべきである。そのためには、石油、原子力、天然ガスなど各エネルギーの特性を踏まえ、かつエネルギー全体として環境負荷が少なく、効率的利用を可能にするわが国に相応しい「エネルギーのベストミックス」が必要不可欠となる。

石油は、エネルギー基本計画の中で「現在も、わが国の一次エネルギー供給の約 5 割を占めており、経済性・利便性の観点から、今後も重要なエネルギーである」と位置づけられている。わが国のエネルギー需給の将来像を踏まえた 3E の同時達成のためには、経済性、環境特性、効率性、利便性等の面で優れ、今後ともわが国の一次エネルギーの大宗を占める石油のより一層の環境特性の向上や効率的活用が鍵となる。

このような観点から、他のエネルギーとの比較で石油の持つ経済性等の優位性や競争力を著しく減殺している既存の不公平税制の是正、即ち、石油諸税に係るエネルギー間における課税の公平性の確保を要望する。

## 1 . 石油石炭税のエネルギー間における課税の公平性の確保

石油石炭税の各エネルギーへの税負担については、15 年度に、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制策の抜本的拡充などエネルギー政策の見直しと、エネルギー間における負担の公平性を図るため、新たに石炭を課税対象に追加し、LNGと輸入LPGの増税が図られた。

これらの措置によって、石油石炭税についてはエネルギー間の課税の公平性に向けて一歩前進したものと考えられる。ただし、最終税率が適用される平成 19 年 4 月以降においても、石油石炭税の税率は石油が 2,040 円/KL であるのに対し、石炭は 700 円/トン(石油カロリー等価ベース:1,005 円/KL)、LNG・輸入LPGは 1,080 円/トン(石油カロリー等価ベース:757 円/KL(LNG)・822 円/KL(LPG))となっていて、依然として石油に対しては他のエネルギーに比べて 2 倍以上の重い税負担が課せられている。規制緩和の進展に伴って、今後ますますエネルギー間競争の激化が見込まれている中で、石油は競争上著しく不利な扱いとなっている。

したがって、石油の正当な位置付け、「エネルギーのベストミックス」を実現するため、石油石炭税の課税のあり方について、エネルギー間における課税の公平性の確保を図られたい。



## 2. 自動車燃料に対する課税の公平性の確保

国が大気汚染対策の観点から、窒素酸化物・粒子状物質などの自動車排ガスの低減などを目的として天然ガスを燃料とした自動車(CNG自動車)の導入に取り組んできた結果、平成17年3月末で約24,000台まで普及が拡大している。

この対策が講じられたのは、既存の石油系燃料に比べて天然ガスが優れた環境特性を有していることによるものであった。しかし、最近の軽油を燃料としたディーゼル自動車については、本年1月からのサルファーフリー化など石油業界による燃料品質改善の取り組みが急速に進んでいること、加えて、自動車側のエンジン・排ガス処理技術が飛躍的に発達したことなどにより、CNG自動車と遜色ないレベルまで排ガスが低減されている。さらに、地球温暖化対策という観点からCO<sub>2</sub>排出量をLCA比較すると、エネルギー効率が高いため軽油を燃料としたディーゼル自動車のCO<sub>2</sub>排出量はCNG自動車に比べ少ないとのデータもある。

しかしながら、CNG自動車に使用される燃料(圧縮天然ガス)については、同じ自動車燃料であるにもかかわらず、軽油引取税もガソリン税も課税されておらず、課税の公平性を著しく欠いている状況となっている。

こうした現状を踏まえ、自動車用燃料に使用されるCNG(圧縮天然ガス)、100%アルコール燃料などの新燃料、自動車用に供される全ての

燃料に対して、原則として現在のガソリン税もしくは軽油引取税を実態に則して賦課するなど、課税の公平性を確保されたい。

## 石油諸税の負担軽減等

石油は現在、わが国の一次エネルギー供給において約 50%のウェイトを占め、国民生活や産業活動を支える重要な基礎物資である。

しかし、石油には、原油等の輸入段階で、関税と石油石炭税が課され、製品段階で、ガソリン税（揮発油税および地方道路税）、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税が、さらに消費段階で、消費税が課されており、その総額は年間約 5 兆 8,800 億円（平成 17 年度予算、消費税約 8,800 億円を含む）にも達するものとなっている。

この石油課税は、わが国の石油消費量 1 バレル当たりに直すと、1 ドル 110 円の為替レートで、約 36 ドルに相当する巨額な規模となっている。

こうした各段階に亘って高率な税が課されている石油諸税は巨額であり、わが国におけるエネルギー供給コストを著しく割高なものにし、わが国の国民経済を大きく圧迫している状況にある。

こうした事情に鑑み、石油に係る負担の軽減と公平性確保の観点から、石油を巡る税制全般について、その抜本の見直しを行うべきである。

### 1. ガソリン税・軽油引取税等の軽減

ガソリン税・軽油引取税等道路特定財源となっている石油諸税は、年間約 5 兆円の巨額に達し、小売価格に占める税金の割合においても、ガソリンで約 48%、軽油で約 36%（それぞれ平成 17 年 8 月現在）という高率な水準となっている。

これらの結果、道路特定財源に占めるガソリン税・軽油引取税等の割合は、財源全体の56%（有料道路事業を除く）また道路整備事業に係る国費の96%に及んでいる（平成17年度予算）。

言うまでもなく、道路は、生活必需品の輸送に不可欠な社会資本であるばかりでなく、歩行者の交通をはじめ、電気・ガス・水道・通信などの公共インフラの埋設空間として、更には都市部の防災空間などとして、その効用は国民全体に及ぶものである。

こうした観点からすれば、本来、道路整備財源は一般財源を中心に賄われるべきであり、ガソリン税等に偏っている現状は是正されて然るべきである。中でもガソリン税・軽油引取税の基本税率の約2倍にもなる高率な暫定税率については、平成15年3月末の期限切れをもって見直すべきであったところ、将来の具体的な計画もないまま、適用期限の5年間延長が決められた経緯がある。

この際、道路整備財源は一般財源を中心に賄われるべきであるという本来の趣旨に鑑み、また、道路整備の進捗状況や道路予算の効率化・緊縮化に努めることによって、道路特定財源たるガソリン税・軽油引取税等の軽減を図るべきである。

## **2 . ガソリン税・軽油引取税等の道路特定財源の一般財源化・用途拡大・環境税組替えは断固反対**

かねてより、道路特定財源であるガソリン税・軽油引取税等の用途を、本来の道路整備からはずれて、高速道路整備・地下鉄整備等に拡大したり、あるいは、環境税に組替えようとする議論があるが、道路特定財源は制度創設の趣旨、受益者負担の原則から本来の道路整備事業に全額充当すべきである。用途を拡大、組み替えするほど財源に余裕があるならば、課税目的に立ち返り、ガソリン税等の暫定税率を引き下げるべきである。

## **3 . 石油石炭税の軽減**

石油石炭税は、昭和 53 年に石油備蓄や原油開発の推進のため、石油に対する個別消費税（石油税）として創設され、原油自主開発の推進、国家備蓄の確保および民間備蓄義務の維持に寄与してきた。15 年度の税制改正により、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出抑制策の抜本的拡充などエネルギー政策の見直しと、エネルギー間における負担の公平性を図るため、石炭を新たに課税対象に追加するなどの措置が実施されることとなった。

しかし、石油石炭税は、依然として石油には他のエネルギーに比べて重い税負担が課せられており、諸外国に例を見ない特異な税金となっていて、エネルギー価格の上昇を通じてわが国産業・経済にとって大きなコストアップ要因となっている。

そもそも石油等国家備蓄等の緊急時対策は、国の安全保障に係る問題

として、本来一般財源をもって賄うべきであり、石油に係る石油石炭税については、その税率の軽減を図られたい。

#### **4. 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ二重課税（TAX ON TAX）排除の実施**

平成元年の消費税導入に際して、物品税等他の個別間接税については、廃止・税率引下げ等の調整が行われたが、石油については、特定財源であると言う理由から、廃止・税率引下げなど何等の調整も行われな  
いまま単純併課とされた。

その後、消費税の3%から5%への増税に当たって、自民党の「平成9年度税制改正大綱」では、「個別間接税（石油、酒、たばこ）については、将来における消費税のあり方をもにらみつつ適切な調整を含めて総合的に検討するものとする」とされたものの、これまでのところ具体的な調整措置は何等講じられていない。

その結果、平成17年度においては、石油の売上にかかる消費税額は約8,800億円にのぼり、そのうち特に、石油の売上に含まれているガソリン税等の石油諸税に課せられている消費税（所謂TAX ON TAX）だけでも、約1,900億円に達している。

こうしたこれまでの経緯を勘案し、消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ、国民・消費者の理解を得がたい二重課税（TAX ON TAX）については、この排除の実施方を強く要望したい。

## 5 . 軽油引取税の脱税防止措置の強化

### ( 1 ) 軽油周辺油種に対する識別剤の添加の法制化

現在、混和等による軽油引取税の脱税を防止するため、軽油の周辺油種である灯油・A重油等に識別剤（現在はクマリン）を添加し、これを活用して、地方自治体等が脱税目的の不正軽油の製造・流通を迅速かつ簡便な方法でチェックする体制が整備されている。

識別剤の添加は石油精製・元売・輸入業者等が実施しているものであるが、この添加行為は平成3年に発出された通達（当時、通産省資工エネルギー庁石油部長名）に基づく行政指導によるものであるため、法律で規定された義務行為ではない。そのため、灯油・A重油等を輸入して供給する際に、一部の悪質な業者等は意図的に識別剤を添加せず、これが軽油引取税の脱税に悪用される事例が発生している。さらに、識別剤の添加が法的義務でないために、実際に脱税取締りに取り組んでいる地方自治体の職員が目前で識別剤を抜く行為等を発見しても、当該行為の差し止めなど行政処分ができない状況となっている。

今般、政府においては、クマリンに代わるより効果的な新識別剤の開発が進められていることもあり、脱税防止と取締りの実効性を確保するためにも全ての供給業者に対して軽油の周辺油種である灯油・A重油等に識別剤を添加することを地方税法で規定することを要望する。

## (2) 不正軽油の製造工場に対する撤去措置等の実施

軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造行為に関しては、昨年6月から施行された改正地方税法により、製造等の承認義務違反などに対する罰則の強化、受託製造者や設備の所有者など製造に加担した者に脱税業者と連帯して納税義務を課す制度の新設などその防止対策が強化されたところである。

しかしながら、一方で脱税行為等が発覚もしくは有罪が確定した後においても、現行の法規定では不正軽油の製造に使用された工場が撤去されずにそのまま放置されることになるため、その後に工場の所有者が移転するなどして再び不正軽油の製造に使用されるなどの悪質な事例が発生している。このような悪質かつ重大な脱税行為を防止するためにも、一旦、不正軽油の製造に使用された工場等についてはその事実が判明した時点で行政等によって強制的に撤去するなど再び不正軽油の製造に利用されることがない措置が実施されるよう要望する。



## 石油に係る関連政策税制

### 1. 製油所の競争力強化（石油の効率的利用）に係る要望

#### (1) 製油所内で使用される自家消費燃料に係る石油石炭税還付制度の創設

石油石炭税は原油の輸入段階で課されているため、実質的に製油所内で使用される自家消費燃料にも石油石炭税が課されている。一方輸入石油製品については原油と同様に輸入段階で石油石炭税が課されるが、輸入石油製品は生産される時に消費される燃料については石油石炭税の負担はない。したがって、輸入石油製品に対して、国産石油製品は自家消費燃料への課税分だけ製品コストが負担増となり、実質的に石油石炭税が割高になっている。

また、欧州各国の石油製品等に課されているエネルギー税等においては、製油所内で石油製品の製造のために使用される発電用ボイラー・加熱炉の自家消費燃料については免税対象となっている例（デンマーク、ノールウェー等）が多い。

さらに、ガス・ナフサ・重質燃料などは、品質によっては自家消費以外での使用が実質的に困難なものもあり、石油の一般的な便益の実現に制約がある。このため自家消費燃料に一般的な石油の便益に着目した石油石炭税を課すことは本来適切でない。

以上の点を鑑み、規制緩和の中で、輸入製品との厳しい競争環境にさらされている石油産業の基盤強化を実現するためにも、自家消費燃料について、石油石炭税を還付する制度を創設されたい。

## (2) 製油所のオペレーションの効率化に資するための税制度の見直し

昨今のわが国石油精製業をめぐる経営環境については、特石法の廃止と石油業法の廃止をもって全ての事業規制が廃止され、名実ともに自由化されたため、内外において厳しい競争に直面しているところである。

これに対し、石油各社においては、国際競争力の強化に向けて、製油所における人員削減、維持・補修費用の削減、新規投資の抑制、オペレーションの効率化など、さまざまな合理化・効率化を進めている。

このような状況において、オペレーションの効率化の一つとして製油所内の発電用ボイラー・ガスタービンまたは加熱炉等にどのような燃料を効率的に使用するかが課題となっているが、そのためには製油所の立地場所での窒素酸化物等の環境規制、石油製品の需給バランス、経済性などに応じて機動的かつ弾力的に燃料選択することが効率化に寄与するものと考えられる。しかしながら、現行の揮発油税法においては、ナフサを製油所の自家消費燃料として消費した場合については、「場内消費」としてガソリン税が課せられ、さらに地方税法において、軽油の場合については「みなす課税」として軽油引取税がそれぞれ課せられることとなり、この結果、製油所のオペレーションの効率化を阻害することとなっている。

したがって、ガソリン税および軽油引取税における現行の課税の考え方を見直し、揮発油税法においてガソリン税の課税関係が生じる移出および引取については製油所および保税地域からナフサが現実に出荷される段階のみとし、地方税法におけるみなす課税については製油所内における消費には適用されないこととするなどして、製油所内で自家消費

される燃料については実質的にガソリン税および軽油引取税が課税されない措置を講じられたい。

## 2. 環境保全に対応した石油製品の普及促進に係る要望

### (1) 燃料電池用ナフサに係るガソリン税の免税制度の創設

燃料電池は、水素と酸素を化学的に反応させて電気エネルギーを発生させる新しいエネルギー利用形態であり、大気汚染物質をほとんど排出せずにクリーンであることやエネルギー効率が極めて高いことなどの多くのメリットを有する次世代エネルギーとして世界的に注目されているところである。

石油業界としても、燃料電池の燃料として、エネルギー密度が高く、多くの水素を取り出すことが可能なガソリンやナフサなどについて研究開発に取り組んでおり、最近では、水素供給インフラ実証試験を開始するなど具体的取り組みも進めているところである。

しかしながら、燃料電池の燃料としてガソリンやナフサを使用すると、これらの燃料にはガソリン税が課せられているため、事業者および利用者に対して余計なコスト負担を強いることになり、研究開発意欲等を削ぐ結果となっている。

したがって、定置式の民生用・業務用等の燃料電池の燃料について、実質的に道路財源として課されているガソリン税の目的に鑑みかつ石油系以外の燃料との課税の公平性の観点から、ガソリン税の免税措置を講じられたい。

### **3 . 石油石炭税関係**

#### **( 1 ) 石油化学用国産ナフサ等に係る石油石炭税還付制度の適用期限の延長**

石油化学用国産ナフサ、灯軽油に対する石油石炭税還付制度は、輸入品に対する免税措置との税負担の公平性を図るための重要な制度となっている。

その還付措置の適用期限が、平成 18 年 3 月末に到来するため、適用期限の延長を図られたい。

#### **( 2 ) 農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税還付制度の適用期限の延長**

農林漁業用国産 A 重油に対する石油石炭税還付制度は、輸入品に対する免税措置との税負担の公平性を図るとともに、第一次産業である農林漁業の経営の安定を図るとの観点から、重要な役割を果たしている。

石油石炭税還付制度の適用期限が、平成 18 年 3 月末に到来するため、適用期限の延長を図られたい。

#### **( 3 ) 国産硫黄・LPG・カーボンブラック原料油に係る石油石炭税還付制度の創設**

石油石炭税に関する輸入品と国産品の税負担の公平性を確保するため、石油精製工程で生産される国産硫黄、国産LPGおよび国産カーボンブラック原料油について、石油石炭税の還付制度を創設されたい。

特に、国産硫黄については、度重なる環境規制の強化によって、需要をはるかに上回る硫黄が副生され、処分が困難なため、赤字輸出せざるを得ない状況になっており、環境対策の観点からも、石油石炭税の還付制度が必要である。

#### **(4) 石油化学原料用軽質炭化水素(C<sub>3</sub>・C<sub>4</sub>等)に係る石油石炭税還付制度の創設**

石油精製工程で生産される軽質炭化水素(C<sub>3</sub>・C<sub>4</sub>等)に関し、原油関税の還付制度の対象となっている留分など石油化学原料として使用されているもの、さらに今後石油化学原料としての使用が増加することが見込まれるC<sub>3</sub>・C<sub>4</sub>等の軽質炭化水素について、税負担の公平性の確保、さらに未利用留分の有効活用を促進する観点から、石油化学用国産ナフサ、灯軽油に係る扱いと同様に、原料非課税の原則にたつて、石油石炭税還付制度を創設されたい。

#### **(5) その他**

原油関税撤廃に伴う石油化学用輸入ナフサ等に係る関税撤廃の実施・石油石炭税免税制度の適用期限の延長

農林漁業用輸入A重油に係る関税無税・石油石炭税免税制度の適用期限の延長

### **4. ガソリン税等石油諸税関係**

#### **(1) ガソリン税の貸倒れ還付制度などの創設**

現在、ガソリン税の徴収方法は、蔵出し税であることから、精製・元売業者等が製油所等からガソリンを出荷した段階でガソリン税を課し、揮発油販売業者等を通じて消費者から代金の一部としてこれを回収し、納付することとなっている。しかしながら、ガソリン税は1リットル当たり53.8円と小売価格の半分程度を占める極めて高率な税であるにもか

かわらず、精製・元売業者および揮発油販売業者の各段階において貸倒れが発生した場合において、還付制度や救済制度が何ら講じられていないため、精製・元売業者もしくは揮発油販売業者が販売代金に含まれるガソリン税の実質的負担者となっている。このため、厳しい経営環境にさらされている精製・元売業者、揮発油販売業者の経営の負担の一因となっている。

こうした事情を勘案して、ガソリン税の納税義務者である精製・元売業者の段階で発生する貸倒れの場合についてはガソリン税還付制度または納入免除制度を、さらに揮発油販売業者の段階で発生する貸倒れの場合については、精製・元売業者を通じて揮発油販売業者に対して実質的にガソリン税相当額が還付されるような制度をそれぞれ早急に創設されたい。

## 5 . 法人税、地方税関係

### (1) 海外投資等損失準備金制度の適用期限の延長

本制度は平成 18 年 3 月末で適用期限が到来するが、資源開発への積極的取組みは、わが国にとって益々重要となっており、海外投資を行う際の政治的・経済的リスクに備える必要性や、石油の安定供給確保のため、政策的支援が必要不可欠である。よって、同制度の適用期限の延長を図られたい。

## **(2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長**

平成 18 年 3 月末で特別償却制度の適用期限が到来する公害防止用設備( 汚水処理用設備、ばい煙処理用設備、指定物質回収設備 )について、製油所の高度化、環境に対応した燃料品質改善などが円滑に進むよう、これらに伴う環境対応投資に資する同制度の適用期限の延長を図りたい。

## **(3) 公害防止用設備等に係る固定資産税の軽減制度の適用期限の延長**

平成 18 年 3 月末で固定資産税軽減制度の適用期限が到来する公害防止用設備等( 流出油等防止堤、汚水又は廃液処理施設、ばい煙処理施設、指定物質排出抑制施設、産業廃棄物処理施設、窒素酸化物燃焼改善装置、ばい煙処理施設( 高煙突 )、廃油・廃プラスチック類処理施設 )について、製油所の高度化、燃料品質改善等に伴う環境対応投資に資する同制度の適用期限の延長を図りたい。

## **(4) エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長**

平成 18 年 3 月末で適用期限が到来するエネルギー需給構造改革投資促進税制について、エネルギーの有効利用等のための設備投資が円滑になされるよう、適用期限の延長を図りたい。

## ・ その他、他産業と共通する事項

### 1 . 研究開発促進税制の延長

企業の創造的発展の原動力となる研究開発を一層促進する観点から、平成 18 年 3 月末で適用期限が到来する、試験研究費総額に係る税額控除率の割増措置、開発研究用設備の特別償却制度および増加試験研究費の税額控除制度の延長を要望する。

### 2 . I T 投資促進税制の延長等

本制度は平成 18 年 3 月末までに取得した I T 関連設備等について適用されることとされているが、I T 化による企業の経営効率化を引き続き推進するため、同制度の適用期限の延長を図られたい。また、資本金 3 億円以下の法人のみに対し対象とされているリース投資について、すべての法人にとって対象となるように図られたい。

### 3 . 国際課税制度の見直し

エネルギー物資は不可欠であり、安定的かつ効率的な供給確保が必要であるが、近年、原油価格の急騰が継続し、エネルギー物資の戦略性が再認識されている。政府のエネルギー政策や、最近の外交交渉等を踏まえた論調においても自主開発体制の強化が不可欠としているが、世界的な資源開発競争において国を挙げて積極的に取り組んでいるような体制と



は開きがある。

権益取得条件や探鉱開発地域の自然条件が厳しくなり経済性確保がより困難となっている状況下、欧米やアジア等の国際的企業が勢威をふるう国際競争において、産油国や国際石油会社等との共同事業化も含めたわが国民間企業の事業機会確保が不可欠であり、資源外交に加え、民間企業への強力な支援が必要である。

とくに長期的・安定的な供給体制確立のため、将来を見通した戦略が必要であり、事業活動から得られるキャッシュフローを新たな投資につなげていくためにも、安定的な支援制度が重要な位置付けとなる。

以上のように自主開発エネルギー事業促進への政策的誘導が強く望まれる中で、国際的な二重課税の回避、国際競争力低下の回避等のため、以下の国際課税制度の見直しを図られたい。

## (1) 外国税額間接控除の子会社要件の緩和

石油開発事業では高率の税金や利権料の当該国への納付が必要となる一方、産油国の政府や国営石油会社等との石油開発事業では、当該国側の出資比率が過半であることが通例であり、間接税額控除の要件である子会社等への出資比率 25%以上を満たさないと外税控除を適用できないことが、開発投資、とくにマージナルな事業へのインセンティブを失わせている。

このため、間接税額控除に関し、わが国のエネルギー安定供給に資する開発事業等への一定要件を満たす出資については、産油国政府や国営

石油会社等の出資分を除いた出資比率を基準とするか、主要欧米諸国（米、英、独、仏など）と同じ 10%以上の出資比率を基準とするなど、要件緩和を図られたい。

## **（２）外国税額控除限度額の超過額および余裕額の繰越期間延長**

平成 16 年度税制改正で欠損金の繰越期間が 7 年とされたのと同様に、外国税額控除限度額の超過額および余裕額の繰越期間も 7 年とするよう要望する。

## **（３）米国子会社が内国親会社に支払う利子の源泉課税免税**

日米新租税条約では、日米間の親子間配当、使用料、金融機関等の受取利子は源泉地国免税とされたが、事業会社の受取利子は免税されない。一方、米国が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は原則源泉地国免税であり、米国で活動する日本のグループ企業は親子間の金融取引において欧州企業に比べ不利になっている。このため、事業会社である日本法人の米国子会社が親子会社間の融資に対して支払う利子につき、源泉徴収を免除されたい。

## **4 . 受取配当の益金不算入制度の見直し**

二重課税を回避し、また、資本導入、投資円滑化や企業再編を阻害しないよう、関係法人株式等以外の株式に係る益金不算入割合 50%を 80%に戻すこと、および、特定利子規定を復活すること、について要望する。

## 5 . 連結納税制度の見直し

### ( 1 ) 連結納税導入時の子会社欠損金引継ぎの容認

連結子会社の欠損金放棄は連結納税を採用しない場合と整合性がなく、また、導入時の障壁となって円滑な組織再編に結びつかない。したがって、恣意的な租税回避の恐れがない過去5年以上100%保有の子会社については繰越欠損金の引継ぎを認められたい。少なくとも連結子会社の個別所得の範囲内での欠損金引継ぎは認められたい。

### ( 2 ) 連結グループ内の寄附金の損金算入

連結納税グループ内法人間の取引での税務上の取扱いは、取引価格が時価でない場合は、寄附金と認定され全額が損金不算入となる。本来、同一法人の事業部門間では問題とならない取引が、子会社化し連結納税制度を選択することで異なる取扱いを受けることは、連結納税グループを単一法人とみなして課税する連結納税の考え方と矛盾する。一方、一般的な法人間の取引では、時価との差が寄附金と認定されても、寄附金の損金算入枠が活用でき、全額が損金不算入とはなっていない。

このため、課税の中立性を確保し、グループ内取引の制約から円滑な企業再編の負担とならないよう、グループ内の寄附金は全額損金算入とされたい。

### **( 3 ) 連結納税グループ対象範囲の要件緩和**

連結対象をすべての完全支配会社とすると、対象会社数が膨大となり、多大な事務負担が発生するため、課税所得への影響が軽微な法人の除外を認められたい。

### **( 4 ) 連結加入時期の柔軟な対応**

新たに 100%の支配権を獲得した子会社の連結納税グループへの加入時期は、現行制度では支配獲得日の加入とされているが、支配獲得の時期によっては実務的に対応が非常に困難となる。このような問題を解消するため、新たに 100%の支配権を獲得した子会社の連結納税グループへの加入時期は、取得後新たに開始する連結事業年度からとされたい。

## **6 . 特定資産買い換え特例制度における特別勘定設定期間の延長等**

事業再編、事業再構築、構造改革のための設備の更新や廃棄を促進すること、企業競争力の維持・強化、事業活性化のための投資を促進することが、本制度の重要な意義である。しかし、現在の経済状況では投資に対して慎重となり、投資の検討期間も長期化する場合がある。したがって、特別勘定設定期間を 5 年程度に延長されたい。また、圧縮割合 80% を 100%にするよう要望する。

## **7 . 減価償却制度の見直し**

減価償却資産の処分価格や撤去費用の状況を踏まえれば、取得価格全

額の減価償却を行うことが適当であり、現行制度の残存価格の引下げ、償却可能限度額の引上げを要望する。

## **8 . 事業税（外形標準課税）の付加価値割の見直し**

付加価値割の算定に関しては、事務負担が大きく、課税標準の算定基準簡素化を図られたい。特に報酬給与額の簡素化を要望する。また、納税申告時の、労働者派遣、純支払賃借料に関する明細書の廃止または支払先と金額のみに限定した記載、並びに、純支払利子に関する明細書の廃止、を要望する。

以 上